青少年インターネット環境の整備等に関する検討会
第25回会合議事録

日　　時：　平成２６年１０月２日（木）１０：００～１２：００
場　　所：　内閣府（８号館）４１６会議室
出席委員：清水座長、藤原座長代理、植山委員、奥山委員、尾花委員、国分委員、曽我委員、髙橋委員、伊藤委員代理、吉田委員代理
（参考人）尾上浩一（日本PTA全国協議会会長）
（内閣府）安田審議官、山岸参事官
（オブザーバー）内閣官房IT総合戦略室参事官、警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課課長、警察庁生活安全局少年課少年保護対策室長、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課長、法務省大臣官参事官、文部科学省スポーツ・青少年局青少年課長（併）参事官（青少年健全育成担当）、経済産業省商務情報政策局情報経済課課長

○清水座長　皆さんおはようございます。
植山委員と尾花委員がこれから来られると思いますが、始めさせていただきたいと思います。
本日は第25回の検討会でございます。
それでは､最初に事務局から委員の出欠状況等につきまして､よろしくお願い致します。
○山岸参事官　それでは、御報告致します。
本日は清原委員、五十嵐委員が御欠席され、半田委員の代理で伊藤様、別所委員の代理で吉田様に御出席をいただいております。
尾花委員が少しおくれておられるようでございます。
関係省庁で前回の検討会以降に着任された方を御紹介致します。
警察庁の少年課保護対策室長の村瀬室長。
総務省の消費者行政課長の吉田課長。
文部科学省のスポーツ・青少年課長の泉課長。
経済産業省の情報経済課長の佐野課長でございます。
以上でございます。
○清水座長　ありがとうございました。
それでは、初めに事務局から本日の配付資料の確認をお願い致します。
○山岸参事官　それでは、配付資料でございますが、まず議事次第でございます。
２枚目に資料一覧を付けております。資料は資料１～６、参考資料は参考資料１～９でございます。
資料を順に確認致します。

資料１－１は､これまでの検討会における主な意見の概要をまとめたものでございます。
資料１－２は、その詳細版でございます。
資料２－１は、文部科学省配付資料「子供のための情報モラル育成プロジェクト」。
資料２－２は「ICT を活用した教育の推進に関する懇談会報告書（中間まとめ）のポイント（概要)」。
資料３は、総務省の配付資料でございまして「平成 26 年度青少年のインターネット・リテラシー指標等」。
資料４は、警察庁の配付資料でございまして「平成 26 年上半期の出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について」。
資料５は議題２関係でございますが、日本 PTA 全国協議会の配付資料でございます。
資料６は｢『青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第２次)』に関する施策の評価等について」各省からの報告等を取りまとめたものでございます。
参考資料につきましては、まず参考資料１｢『青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第２次)』に関する施策の評価等について（依頼)」。各省に依頼をした事務連絡を一部お付けしております。
参考資料２－１としまして、総務省でおまとめになられております「青少年インターネットセッション議長レポート（概要)」。
参考資料２－２「青少年インターネットセッション議長レポート」本体をお付けしております。
参考資料３と致しまして、平成 26 年６月 24 日に閣議決定を致しております「世界最先端 IT 国家創造宣言の変更について」。
参考資料４「創造的 IT 人材育成方針」。
参考資料５－１と致しまして、インターネット上の子供の保護に関する企業のためのガイドラインのプレスリリースの日本語版。
参考資料５－２として、英文ではございますが、ユニセフ、ITU でまとめられましたインターネット上の子供の保護の保護に関する企業のためのガイドラインの本体をお付けしております。
参考資料６－１としまして､企業の CSR に対する取組の動向に関する調査報告書の概要。
参考資料６－２と致しまして、企業の CSR に対する取組の動向に関する調査報告書の本体をお付けしております。
参考資料７につきましては、子供・若者育成支援推進大綱の総点検について、７月に報告書、提言が取りまとめられておりますので、子ども・若者ビジョンの総点検報告書をお付けしております。
参考資料８－１、８－２につきましては、この７月来、危険ドラッグの問題が顕在化しておりまして、インターネット上の違法有害情報対策としても取組が進められております

ことから、８－１として「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策の概要」、８－２として、そのフォローアップの資料を概要版、本体版それぞれお付けしております。

参考資料９と致しまして、鳥取県の青少年健全育成条例をお付けしております。これにつきましては鳥取県で青少年健全育成条例を改正されまして、インターネットに接続する機能を有するゲーム機やソーシャルネットワークサービスが広まる中で、結節点としての販売店に対する規制を導入しておりまして､この 10 月１日から条例が施行されておりますので、参考として資料をお付けしたものでございます。

なお、委員のお手持ちには机上の配付資料として青少年ネット環境整備法、第２次基本計画、平成 25 年度のインターネット環境整備フォローアップ、そして当該検討会における平成 23 年８月の提言。そして、当該提言において引照されております総務省及び経済産業省における検討会の報告書を机上配付資料として置かせていただいております。テーブル席の方々のみでございます。もし不足等ございましたら事務局までお申し付けいただければと思います。

また、本日の会議の議事録につきましては、別途各委員の皆様方の確認をいただいた上で、座長に諮った後、公開をさせていただきたく存じております。よろしくお願い致します。

○清水座長　ありがとうございました。

議事録につきましては、今、御説明いただきましたように進めさせていただきたいと思います。

それでは、議題１に入らせていただきたいと思いますが、報告事項でございます。３件ございます。最初に内閣府から説明をお願いします。

○山岸参事官　まず、内閣府から資料１－１、資料１－２について御説明を致します。

お手持ちにございます、まず概要版でございますが、これは本年２月から当検討会のほうで各委員にいろいろ御検討、御議論をいただいたものについて、議事録の記載、書面意見として御説明いただきました意見、そして都道府県からいただいております各意見等、それぞれ斟酌致しまして、それについてネット環境整備法の基本理念の大枠、３本の柱に整理をし、詳細版をまとめた上で概要版にそのポイントの部分を整理したものでございます。

大きく分けまして、まず、民間主導で「青少年保護・バイ・デザイン」の理念を実現するために。そして大きな２つ目として、「リテラシー教育・普及啓発等の充実強化」。そして、３番目として、「青少年有害情報の閲覧の最小化」に大くくりにした上で、それぞれの委員の御発言等について類型分けをして整理をしたものでございます。

前の６月の検討会から３カ月ほどたっておりますので、議論の深化を図るための参考資料として作成したものでございます。

以上でございます。

○清水座長　ありがとうございました。

今、御説明いただきました点につきまして、御質問ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、次に文部科学省からお願いしたいと思いますが、資料２－１、資料２－２かと思います。よろしくお願い致します。

○泉課長　文部科学省からは、資料２－１と資料２－２について説明申し上げます。

まず資料２－１をごらんいただきたいと思います。１枚物の資料２－１でございます。情報モラル育成プロジェクトでございます。

背景にありますのは皆様、御存じのとおりでございますが、メディア環境が多く変化していること、あるいはスマートフォンの長時間使用による生活習慣の乱れ、不適切な利用による青少年の犯罪被害といったもの、さらにプライバシー上の問題もあるといったことがあることから、文部科学省ではプロジェクトチームを立ち上げました。子供たちのスマートフォンなどの利用によるネット依存、あるいはSNS等の利用に伴うトラブルなどの課題に対する対応策について、必要な検討を行い、スマートフォンの利用について家族で考えることを提案する

スローガン「考えよう 家族みんなで スマホのルール」というスローガンをつくりまして、それから、資料２－１の右側にありますロゴマークも作成致しました。これで子供たちの情報モラルを考えるキャンペーン、「子供のための情報モラル育成プロジェクト」に取り組んでおります。

このプロジェクトは文部科学省だけということではなくて、さまざまな団体、企業などの皆様と協力として取り組んでいきたいということでございます。スケジュールというところをごらんいただきますと、8月27日ですが、事前に協力いただきましたPTAの各団体、それから情報モラル関係団体、通信事業者のほかに、日本サッカー協会あるいは日本プロサッカーリーグの関係者の皆様にお集まりいただきまして、記者会見「子供のための情報モラル育成プロジェクト」キックオフ記者発表会を行わせていただきました。現在、ロゴマークを活用致しまして、子供たちの情報モラルを育成する取組に協力いただける教育委員会あるいは関係団体を幅広く募集している段階でございます。

9月19日には各都道府県教育委員会を通じまして、全国の教育委員会に対して本取組に関する依頼文書を出させていただいたところでございます。

各教育委員会におかれましては、本取組を域内の学校、関係機関や団体等への周知あるいは教育委員会や学校が主催する子供や保護者を対象とする情報モラルのイベント、集会におきましてロゴマークを積極的に活用するにように依頼を差し上げました。また、全ての都道府県教育委員会に児童生徒の携帯電話、スマートフォン等の利用に対する取組指導に関するアンケートの協力もお願いした次第でございます。この取組につきましては文部科学省のホームページにおいて公開しております。

本日お集まりの皆様におかれましては、このロゴマークの活用について御検討いただけるという場合でございましたら、担当課が文部科学省の生涯学習政策局情報教育課になり

ます。そちらに御連絡を頂戴できればありがたく思っております。
以上が資料２－１でございます。
資料２－２でございますが、ICT を活用した教育の推進に関する懇談会の報告書（中間まとめ）がまとまりましたので、御報告でございます。
日本再興戦略ですとか、あるいは第２期教育振興基本計画におきまして、ICT を活用した教育の推進が盛り込まれているところでございます。また、全国の学校現場におきましても、ICT を活用した教育に取り組む地方自治体が増加傾向にあるという認識をしております。
その一方で、現状というところをごらんいただくと、４つ目の◇です。地方公共団体におけます ICT を活用した教育の導入は広がりつつあるものの、ICT 教育環境の整備水準が先進国に比べて遅れをとっている。また、ICT 教育環境の整備や教員の ICT 活用指導力に地域間格差があるということから、全国各地に広げるための施策の展開が急務となっているところでございます。
このため本年４月に ICT を活用した教育の推進に関する懇談会を設置致し、今後の教育の情報化に向けて有識者の皆様から多様な意見を頂戴致しまして、８月に中間まとめの報告書を公表したということでございます。この報告書におきましては、第２期教育振興基本計画の実施期間であります平成 29 年度までに取り組むべき施策の基本的な枠組みを取りまとめたところでございます。
その枠組みの内容が資料２－１の下半分に書いてあるわけですけれども、まず左側から ICT を活用した教育の推進と致しまして、ICT の活用による教育の質の向上、情報モラル教育の充実、情報共有・提供ができる環境の構築。真ん中にいきまして、教員の ICT 活用指導力の向上と致しまして、教員養成・研修等におけます取組、学習指導要領等での位置づけの明確化の検討、ICT 活用指導力の調査内容の見直しといったこと。そして一番右側、ICT 教育環境の整備と致しまして、地方財政措置の活用による第２期教育振興基本計画で定めた水準の達成。計画的・段階的な整備の推進。整備コスト・単価の低減、デジタル教科書・教材の流通推進というそれぞれの項目につきまして、推進方策を示したものでございます。
また、ICT が急速に進展していく高度情報社会においては、情報化の影の部分についても十分に理解することが必要だということで、情報モラル教育の充実も図ることにしております。
文部科学省と致しましては、今回の報告書に基づきまして第２期教育振興基本計画に掲げた目標の達成に向けて、しっかり取り組んでまいる所存でございます。
説明は以上でございます。
○清水座長　ありがとうございます。
御質問ございましたらお願い致します。よろしいでしょうか。よろしいようでしたら、次に総務省から資料３に基づきましてお願いします。

○吉田消費者行政課課長　総務省でございます。

それでは、資料３をごらんください。

１ページ、青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標。ILAS という言葉で呼んでおりますけれども、総務省ではリテラシー向上が前提としてインターネット上の危険、脅威に対応するための能力と現状を可視化する目的のために、このテストを平成 23 年度に開発しまして、24 年度から実施をしております。今回、平成 26 年度の３回目となるわけでございますが、その結果がまとまりましたので、これを今週９月 30 日に発表をしたところでございますが、その概要を御説明させていただきたいと思います。

まず２ページ目でございますが、本年度の対象ということで、全国の高等１年生対象の学生、１年制対象相当といいますのは高等専門学校が入っておりますので、こういうような言い方をしておりますけれども、3,700 名につきましてこのテストと、あわせてネット利用に関する機器やトラブル経験等の有無についてアンケートを行って、クロス集計で分析を行ってございます。

３ページ、まず ILAS のテストの結果ということでございますけれども、右にございます折れ線グラフが平成 24 年度からの結果をまとめたものでございまして、この３年間、同様の傾向でリテラシーについては徐々に要するに上のほうにいっているということで、微増をしているというような結果になっているかと思います。

４ページ目以降があわせてとりましたアンケートの結果でございますが、４ページは青少年の利用機器の現状でございまして、皆様も御承知のとおりスマートフォンの利用が保有するインターネット接続機器では今年度で 88.1%、インターネットに接続する際、最もよく利用する機器というところでは 80.1%ということで、非常に多くなってきております。また、女子のほうが少し利用率が高いといった結果も出てございます。

５ページ、特にスマートフォンの利用については、ほかの機器に比べて長時間の利用が多いということで、特に休日では２時間以上が 73.5%、３時間以上が 50.3%、かなり長時間の利用をされているといったアンケート結果も出てございます。

６ページ目が青少年の SNS での交流状況等ということでございますが、要するに一度も実際に会ったことがなくて、SNS 上だけで会ったことがある友人というのがどのぐらいいるかということを調査したものでございますけれども、大体この半分がいないということですが、逆に言うと半分はそういうお友達もいるということで、11 名以上というところも２割前後あるということで、特にこういった友人数については、男子より女子のほうが多いという結果も出てございます。

インターネット利用時間と睡眠時間の相関関係を見ますと、長時間利用になると睡眠時間が減る傾向があるということで、これは常識的にもそうかと思いますけれども、アンケートの結果でもこういったような結果が出てございます。

７ページ、このインターネットを使い出してよくなったことということで、「知りたいこ

と、見たいものがすぐ調べられるようになった」ということで、このような回答が非常に多くて、99%の青少年がインターネットのプラス面を感じているという結果を持ってございます。

また、フィルタリングについても単に邪魔なものということではなくて、右上にございますけれども、71%の青少年はプラスのイメージを持っているという結果も出てございます。

８ページ、フィルタリングの利用というものがこの検討会でも大きなテーマの１つになっているかと思いますが、この認知という点につきましては、ILAS のテストの対象の高校生に関しては、フィルタリングの認知率については高くなってきておりまして、今年度の結果では 72.5%となってございます。一方、家庭でのルールということでは 41.7%がルールがあるということでございますけれども、６割弱がないという結果も出てございます。

以上のアンケートの結果と ILAS のテストの結果を組み合わせての分析は､簡単でございますが、９ページ、10 ページでございます。

まず、勉強等をする際にインターネットに利点を感じているというような青少年のほうが、リテラシーが高いというような結果が出ております。

10 ページ、先ほどフィルタリングの意義についてのアンケートがございますけれども、この意義について理解している青少年のほうがリテラシーが高いというような傾向。それから、家庭でルールのある青少年のほうがリテラシーが高い。これはかなりわずかではありますが、そうした傾向が出ております。

11 ページ、１時間から２時間未満の利用というところがリテラシーが一番高いということになっておりまして、長時間利用する青少年については、だんだんとこのリテラシーのレベルが下がってきている傾向にあるという結果も出てきております。

簡単ではございますけれども、以上です。

○清水座長　ありがとうございました。

それでは、御質問がございましたらお願い致します。いかがでしょうか。ありがとうございました。

それでは、次は警察庁から資料４に基づきまして御説明をお願いします。

○大西情報技術犯罪対策課課長補佐　それでは､警察庁からは平成 26 年上半期の出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について御説明致します。

資料を１つおめくりいただきますと、図１の出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する被害児童数の対比という棒グラフが出てまいります｡その右側なのですけれども、平成 25 年、26 年、半期ごとの比較というところをごらんいただければと思います。

まず検挙件数でございますけれども、出会い系サイトに起因する事案の検挙件数につきましては 298 件で、前年同期と比べまして 70 件、19.0%減少しております。一方でコミュニティサイトに起因して児童が犯罪被害に遭った事案の検挙件数につきましては 948 件で、前年同期と比べて 89 件、10.4%増加しております。

次に、被害児童数につきまして、出会い系サイトに起因して犯罪被害に遭った児童数につきましては、平成 20 年の出会い系サイト規制法の改正以降、届出制の導入により事業者の実態把握が推進されたことや、事業者の被害防止措置が義務化されたことなどによりまして、減少傾向ありましたが、本年上半期につきましては 82 人で、前年同期と比べて９人、12.3％増加しております。前年下半期と比べまして４人、4.7％減少している状況にございます。

一方、コミュニティサイトに起因して犯罪被害に遭った児童数につきましては、平成 23 年以降、減少傾向にあったところでございますが、平成 25 年上半期以降、無料通話アプリの ID 交換をする掲示板、いわゆる ID 交換掲示板に起因する犯罪被害が顕在化しまして、再び増加に転じております。本年上半期は 698 人で、前年同期と比べて 100 人、16.7％増加しております。

児童の被害状況を比較しますと、図２の円グラフの罪種別被害児童数の割合を見比べていただければおわかりのように、被害の多い罪種につきましては出会い系サイトでは児童買春が多く、コミュニティサイトでは青少年育成条例違反が多くなっております。これは出会い系サイトでは当初から金銭の授受を目的に異性と出会った結果、児童が被害に遭うのに対しまして、コミュニティサイトでは他人とのコミュニケーションを目的に異性と出会った結果、児童が被疑者の甘言に騙されまして性的被害に遭っているという状況にあるためと考えられます。

年齢別の被害児童の割合からは、コミュニティサイトの方が出会い系サイトよりも低年齢層の割合が多くなっていることがおわかりになるかと思います。

警察庁と致しましては、今後の対策と致しまして、出会い系サイトにつきましては引き続き悪質な出会い系サイト事業者に対する取り締まりを徹底するとともに、児童被害の温床となっております禁止誘因行為等の書き込み違反者に対する取り締まり等を継続してまいります。

コミュニティサイト対策につきましては、コミュニティサイト事業者に対しましてサイト内に監視体制の強化やゾーニングの導入に向けた働きかけを推進してまいります。特にゾーニングにつきましては、コミュニティサイト事業者が携帯電話事業者の保有する利用者年齢情報を活用しまして、ユーザーが 18 歳未満であることが判明した場合におきましては、他のユーザーから 18 歳未満のユーザーの ID が検索できなくなる制限、18 歳未満のユーザーが他のユーザーの ID を検索できなくする制限を可能とするものでありますので、悪意のある大人と児童との接触を制限する効果としては期待できるものと考えております。これを昨年末までに導入しているある事業者では、今期 ID 交換掲示板からこうした被害に遭った児童数が減少に転じているなど、一定の効果が見られるところでありますので、今後も他の事業者にも導入を働きかけていくことが重要であると考えております。

また、携帯電話のフィルタリングの設定によりまして、ID 交換掲示板等の閲覧を制限できることから、関係省庁、事業者等の関係団体の皆さん方と連携致しまして、児童、保護

者、学校関係者等に対しましてフィルタリングの普及の徹底を図り、コミュニティサイトに起因する児童の被害の抑止に努めてまいりたいと考えております。
以上でございます。
○清水座長　ありがとうございました。
御質問等ございましたらお願い致します。よろしいでしょうか。それでは、いろいろ御説明ありがとうございました。
では、本日の議題でございますが、青少年のインターネットの適切な利用に関する取組を行う関係団体との意見交換となっております。本日は、関係団体と致しまして日本 PTA 全国協議会の尾上浩一会長にお越しいただいておりまして、取組状況について御説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。
○尾上会長　皆さん、おはようございます。公益社団法人日本 PTA 全国協議会会長の尾上と申します。どうぞよろしくお願い致します。
資料５は、我々がこの度行った青少年のインターネット利用に関してのアピール文を掲載させていただいております。
私どもの団体は全国の 61 協議会で構成する団体ですが、そこに我々PTA 及び教職員の児童生徒数換算ですが、約 900 万人弱のメンバーとともに活動をしております。
平成 15 年からメディアに関する意識調査というものを行っておりまして､それに関連する中でインターネットであったり携帯電話、PHS の調査を行ってまいりました。その中で平成 21 年に文部科学省から携帯電話の取扱いについて、また、教育再生懇談会から携帯電話を持たせないということで、このことを受けて日本 PTA としても子供たちの環境を守るために、生活習慣の乱れや有害情報を防ぐという意味合いも込めて、ここに記載されております我々の曽我元会長のもとアピールを行っております。
その文が参考の括弧内に書かれているアピール文であります。１番が先ほど申し上げました文科省、２番が教育再生懇談会、３番目が我々日本 PTA として、子供たちを守るためにこういったところをやっていこうという形で進めてまいりました。
その間、この文書、いわばこの指針をもとに各協議会であったり PTA がこの取組の活動を行っているわけですが、この数年、大きな変化がある中で、それに関することも変わってきておりますし、当然、文章、文言それぞれ変わってきております。もっと私たちが保護者としての責任を持つべく、新たなアピールをこの５月にさせていただきました。その内容が手元の資料の内容でございます。
昨今、教育改革が大きく進む中、子供たちを取り巻く環境が大きく変化をし、また、私たち保護者も家庭教育の充実を図っていかなければいけないというのは現実的なところであります。大きなところからしますと、道徳教育に関しては道徳の教科化が進んでいる中で関連する項目がたくさんあります。青少年インターネットに関することもそうですが、いじめであったり、いろいろな関係することを我々は全て対応するべく動くということはなかなか難しいものがありまして、組織的にも１年交代の組織でありますので、非連続の

連続性をしっかり保つためには、しっかりした我々のポジションをつくっていくべく今、動いているのが現実であります。

このアピールに関しては、それぞれ全国の61地方協議会の会長が集まり、その中で議論され、まとめ上げたのが現状のこの文であります。

２枚目を見ていただきまして、５つの項目に関してのアピールを行っております。このアピールに関しては、指針になるというのは単位PTAであったり各市町村であったり、その活動においてどういったことをベースに取り決めをしていったらいいのか、議論をしていったらいいのかというところが今までなかなかなかった。あったけれども、あった内容に関しては、本当にそれでいいのかというところが不明瞭であったところを、日本PTAがこうやってアピールこと、発信することによって、それぞれ保護者の意識、PTA の意識、その関係する団体の意識が変わってくるのではないかということで、この５つの項目にまとめ上げました。

１つ目に関しては所有に対しての責任。保護者が持たせるわけですので、保護者が持たせる前提で子供たちがしっかり所有に関しての意識を持たせるということで、ルールをつくるという面もございますが、有害情報等、高度な通信機能を備えているということを伝えるには、保護者レベルではなかなか伝わらないところがありますので、いろいろな情報をもとにフィルタリングもそうですが、保護者責任をしっかり持っていこうではないかというところが１つ目の項目であります。

２つ目に関しましては、いろいろな接続機器があります。それは保護者の認識しているしていないにかかわらず、巷には本当にテレビも含めてインターネットにつながる端末等がたくさんふえてきている中で、どのぐらい認識しているのかというところは、本当にペアレンタルコントロールをしっかり行っていかなければいけないということで、２番目の項目が書かれております。

３つ目の項目に関しては、事前学習ということで持っていないから学習しなくてもいいんだという意識のある保護者もいらっしゃいます。持ってからやるのではなく、持つ前にしっかりした情報を供給し、それを認識した上で対応をしていく。また、持っていなくても、所有していなくても、そういった言葉であったり他人が持っているものを見たりということはあり得るので、そういったところをしっかり押さえていこうではないかというのが３項目めであります。

４項目めに関しましては、日本PTAから発信することが大事であるということで、保護者のペアレンタルコントロールや情報リテラシー、モラルに関しての理解・共有を促進するということで、これは発信力ではありますし、ただ、日々変化する中で同じものをずっと発信していけばいいのかというと、そうではないということで、我々も勉強しながら、また、安心ネットづくり促進協議会さんから情報をいただいたり、いろいろな関係省庁さんから情報をいただいたり、そういったものを提供していくという機会かどうしても必要となってくるということでございます。

５番目に関しましては、こういった形で関係機関と連携・協力をし、幼稚園、保育園、高校という形で、小学校、中学校に限らず、前後連携をしっかり図っていかなければならないなと切に感じておるところであります。また、そういった意味では総務省様を初め、文科省様、内閣府様も警察庁様も全て含む関係機関との連携をしっかり進めていくべく、ことしの春に行った春の一斉行動等のような形で、私どもも関係する発信をしていきたいと思っております。

また、教育改革が行われている中でデジタル化がどんどん進んでいくことを想定しますと、本当に我々の意識というより教育の現場でこういったインターネットに関することを初め、道徳というところが中心になってくるかもしれませんが、保護者教育、家庭教育の向上というところの取組をどんどんしていきたいなと思っております。教育基本法の中にもありますように、保護者が第一義責任を果たすものが大優先であって、そこからしっかりした形で子供の健全育成に努めていくということと、保護者だけではなく、学校、地域との連携も当然必要となっていきますので、大人がしっかりした規範となるような行動と連携を進めていかなければならないなというところが、今の現実的なところであります。

本当にいろいろな面で子供たちがお世話になる機会が多い我々の立場でありますが、未来の子供たちのためにも、今後の日本のインターネットに関することに関してでも、方向性を見せられるような形で進めてまいりたいなと考えております。

取組としては、こういった取組を行っていくことが大前提で、これは本当に継続してやっていかなければならないということと、連携してやっていかなければならないということが指針として持っております。

発信に関しては、全国の保護者までどうやってたどり着くかなということで、この春の一斉行動に関しては調査を行ったわけではないのですが、いろいろ確認をしてまいりますと、我が家にもそのプリントが届きました。なかなか国が発信するものが家まで届くということはないのですが、本当にこの春の一斉行動の関係する資料は我が家に届いたということを見ますと、それぞれの各教育委員会であったり、我々の組織であったりというところが意識して、そういう行動をしているのかなと思っておりますので、今後もそういった活動を積極的に進めてまいりたいと思います。

ただ、どんどん更新されていきますので、それをどう補うかというところが課題でもあります。また、その発信の仕方が紙１枚で大丈夫かというところでありますので、それはネットキャラバンであったり、いろいろな研修を通じて伝えていく機会、また、中学校、小学校の取組からしますと、生徒会、児童会が中心となってルールづくりとか、また、市町村の PTA 協議会が中心となって９時以降は使わせないとかいうことで、自治体も含めて一緒にそういう取組が進んでいるというのは現実的なところであります。ただ、個々の事例でありますので、本当に大きな形でそれが膨らんでいくことを期待しながら、我々保護者が所有させる責任者として、しっかりそこを見据えて今後も展開していきたいと思います。

以上です。よろしくお願いします。
○清水座長　ありがとうございました。
それでは、ただいまの御説明につきまして御質問、御意見等ございましたらお願いします。
○国分委員　PTA 協議会さんは、毎年大規模なアンケート調査をされていますね。サンプル数が非常に多いので、以前の調査についても私ども非常に意義がある調査だなと思っておりましたが、こういうアピールをするときに、そういうアンケートとの連携のようなことはいろいろ御検討いただいているのでしょうか。
○尾上会長　ありがとうございます。
平成 15 年よりメディアに関する意識調査というものを継続してやっておりまして、それ以外にも平成 14 年から教育に関する保護者の意識調査を行っております。そのメディアに関する意識調査に関しての取りまとめたものをベースに、このアピール文を作成したというのが経緯でございます。
また、今年度の取組としては、10 年間の蓄積の部分をまとめて１つのリーフレットにしようという取組も現在、行っているところで、昨年度は教育に関する意識調査の取りまとめを行いました。６つの項目に関しての取りまとめを行って、それぞれ項目に関しての意識の高いところ､低いところをしっかり押さえていこうという動きが今ございます。ただ、その点に関してもいろいろなところに関係する部分がございますので、しっかりと我々の PTA の存在意義を示していきたいと思っております。
以上でございます。
○清水座長　ほかにございましたらお願いします。
私から１つ確認なのですけれども、平成 21 年３月のアピール文の１番、原則として携帯電話を持たせないようにするというのは、今も原則として維持されているのでしょうか。今の御説明からするとそうでもないように思われるのですが。
○尾上会長　はい、持たせる、持たせないといったものを日本 PTA として決めるのではなく、所持に関わらず、しっかりした教育を行っていこう、意識をしていこうというところが大きな前提となっておりますので、あえてその取り決めは無くしました。
○清水座長　ありがとうございます。よろしいでしょうか。尾上さん、どうもありがとうございました。
それでは、続きまして議題３でございます。青少年インターネット利用環境整備法及び基本計画に基づく施策の推進状況等に係る検討ということでございます。
前回の検討会におきましていろいろ議論いただいたわけでございますけれども、事務局から関係府省庁に対しまして、法とか第２次基本計画に基づく施策の推進に係る課題、問題点あるいは今後の取組の方向性等について、書面で意見の提出を求めたところでございます。
本日はそれに基づきまして関係省庁より御説明いただきたいと思います。説明内容の確

認をするため、それぞれ関係府省庁からの説明の後に、若干のというのは大体10分以内を目安なのですけれども、意見交換の時間をとっていきたいと考えております。

また全体終了したところで意見交換を行う時間を設けたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

それでは、順番にお願いしたいと思いますが、最初に内閣府からお願い致します。

○山岸参事官　それでは、まず内閣府から、第２次基本計画に係る政策の評価等について御報告を致します。

資料は資料６の内閣府、ページにして26ページ、項目として13項目ございます。大部になりますので、施策の取組状況等については資料に委ねるとして、特に取組結果に対する評価や今後の方向性、課題については、共通のものとして内閣府のペーパーについては記しておりますので、それを説明致したいと思います。

まず基本計画に基づく内閣府の取組は13項目ございます。基本計画の項目別で致しますと「第２．教育及び啓発活動の推進に係る施策に関する事項」が４項目、「第３．青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及等に係る施策に関する事項」が２項目、「第４　青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援に関する事項」が１項目、「その他青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する需要事項」が２項目、推進体制等が４項目となっております。

26ページあります個票は13ございますが、第２次基本計画に関する施策の評価等についてと記したものの一番左側のところに１～13の数字が振ってありますので、それぞれの個票で御説明を致したいと思います。

まず個票１から個票５は、普及啓発関係の取組になるものです。それぞれ個票１については「親子のルールづくり」など家庭における取組への支援。個票２については、保護者に対する有効な普及啓発支援の検討。個票３につきましては、保護者に対する効果的な啓発のあり方の検討・推進。個票４、これは７ページにありますが、これにつきましてはインターネット利用者、事業者の主体的な活動への支援。個票５につきましては、フィルタリング普及促進のための啓発活動等として、それぞれ当該基本計画の期間に係る取組について、主な施策の取組状況に記載をしたところでございます。

内閣府と致しましては、普及啓発の取組についてはそれぞれ定着度・浸透度について地方格差がある旨、また、実効的な検証サイクルの確立というものが必要だということについても指摘を受けておると承知しておりまして、今後、取組結果に対する評価に記載しましたとおり、地域の情勢、訴求対象の特性に応じた取組が効果的に推進されるよう、国、地方公共団体、関係団体等における連携、情報共有というものをいかに充実強化していくのか、ここが問題だろうと考えているところでございます。

今後の取組の方向性、検討課題については、○でそれぞれの３の記載欄に５つの点を掲げておるところでございます。

まず１つ目につきましては、青少年を取り巻くインターネット利用環境が急速に変わっている。その中で青少年や保護者等の訴求対象の特性を踏まえて、目的意識的な普及啓発活動のプログラム化を進める必要があるということ。また、定着度・浸透度というものについてきちんとキーパフォーマンスインディケーターズを押さえた上で、重点を指向した広報・普及啓発活動を充実強化する必要があるだろうと考えています。

２つ目は、これまでの検討会の中でも御指摘をされておりますとおり、青少年やその保護者の子育てに係るライフサイクルをきちんと見据えた形で、取組をマネージしていく必要があるのではないかと考えております。

３つ目の○と致しましては、先ほども参考資料として御紹介しておりますが、子供の権利とビジネス原則等のガイドラインを示されておるところでございますので、民間における自主的かつ主体的な青少年の安全で安心なインターネット利用環境の整備に向けた取組が一層推進されるよう、関係団体、事業者等との連携、そして適切な情報提供等をさらに充実強化していく必要があるだろうと考えております。

また、４つ目の○でお書きしておりますが、これについても検討会で御指摘を受け、内閣府としてもいろいろ取組を進めているところでありますが、地方公共団体の先進的な取組に係る情報を集約し、または失敗事例等についても問題点がわかる形で取りまとめ、情報共有の促進を図るなど、地域の情勢、訴求対象の特性に応じて地方公共団体等における連携を促進し、また、情報共有等を充実強化する必要があるだろうと考えています。

最後の○につきましては、いままで申しあげた取組を進めていくためには、国レベルにおける関係省庁の意思疎通というものをよりタイムリーに図る必要があるだろう。特に来年度につきましては電気通信事業法の改正等も見込まれることから、特に国における関係機関の連携・情報共有を密にして、一つ一つ後手にならない対策を講じていく必要があるのだろうと考えているところでございます。

以上が個票１～５の普及啓発に係るものでございます。

個票６につきましては 11 ページになります。これはフィルタリング普及状態等に関する調査研究ということで、内閣府ではインターネットの利用状況調査を平成 21 年度より実施をしているところでございます。

主要な課題につきましては、先ほど申し上げた５つの課題のとおりですが、特に利用状況調査につきましては、特にエビデンスの収集の質、量の向上というものが課題になっていると考えております。特に検討会でも啓発効果の測定に資するよう御意見を賜っているところでございますが、今後、地域における、より地域に密着した取組を進めていくためには、それぞれの取組の効果を適切に測定・検証して、PDCA サイクルを回して事業を点検し、地域の情報格差の是正等に向けた取組を推進することが求められると考えられます。このためには国内外の官民の関連ある調査に係る分析手法等を調査するとともに、地域の特性、訴求対象に応じた取組や持続可能な啓発サイクルの構築に資するよう、エビデンスの収集のあり方を質・量とも充実させるなど、見直し・高度化を図る必要があると考えて

おります。
その他の課題の点については、普及啓発の部分と同様でございます。
個票７、13 ページでございますが、これについては、その他のインターネットの利用環境整備に向けた活動に対する支援として、民間の団体等に対する情報提供等の支援を行ってきたところでございますが、これについては課題等の認識はこれまでの普及啓発に係る個票と同様でございます。
個票８、15 ページでございますが、これについては事業者、民間団体の効果的な閲覧防止策の支援ということでございます。内閣府としては児童ポルノ排除総合対策について事務局として取りまとめ、児童ポルノ排除推進協議会、児童ポルノ排除対策公開シンポジウム等、国民運動としての取組の気運の醸成に努めてきたところでございますが、昨今、先ほども御紹介致しましたとおり、インターネット上の違法有害情報対策として、若者を中心とする危険ドラッグの乱用の問題も指摘されているところでございます。これについても内閣府では事務局と致しまして、薬物乱用推進対策会議を開催し、緊急対策を取りまとめ、この夏に実施した施策について９月にフォローアップを実施したところでございますが、やはり若者へのスマートフォン等の急速な普及等を背景に、青少年の乱用等が懸念をされるところでございます。
これについては、内閣府としては、危険ドラッグの乱用の根絶防止のための緊急対策に基づき、一般社団法人セーファーインターネット協会等と関係省庁の連携、情報共有を促進、支援するなど、民間主導でのインターネットの違法有害情報対策の取組の促進支援を行っているところでございます。今後ともこれらについては民間主導の主体的、自発的な取組がより実効あるものとなるよう、横串の連携、情報共有の橋渡しに努めてまいりたいと考えております。
続きまして資料の 17 ページ、個票９になりますが、国内外における調査としまして内閣府では外国調査研究を実施しております。外国調査研究につきましては平成 26 年度、本年度につきましては、アメリカ、イギリス、オーストラリア、カナダを対象に保護者に対する取組の実態を把握することを予定しております。来年度につきましてはグローバルに展開する青少年のインターネット利用に関する事業者の活動等につきまして、先ほどから言及しております子供の権利とビジネス原則等を踏まえた取組の実態を把握させていただき、事業特性に応じてどのような形で自主的、自発的な社会的責任の履行を促していくのか、そのための環境整備のあり方について調査研究を行うこととしております。
これらの課題につきましては、普及啓発の５つの課題に加えまして、一番上の○に書いてありますとおり、やはり国内外の官民の関連ある調査に係る分析手法等を調査し、地域の特性や訴求対象に応じた取組、そして啓発サイクルをきちんと回せるような形でエビデンスの収集のあり方を質・量ともに充実を図る必要があろうと考えているところでございます。
引き続きまして個票 10～12、これは国における推進体制、地方公共団体、事業者及び民

間団体との連携体制、国際連携に係るものでございますが、これについてはこれまで言及したそれぞれの課題と同様の問題意識を持っておるところでございます。

個票13、25ページでございますが、基本計画の見直しを掲げております。内閣府と致しましては、毎年の基本計画の取組状況についてはフォローアップを実施するとともに、基本計画の見直しに向けまして施行状況等の検討を本検討会の事務局として実施をしているところでございます。特に本年度につきましては検討会における議論に資するよう、積極的にそれぞれの関係団体における報告、提言等の情報を検討会の参考資料として流し込むとともに、検討会における議論をより前広に国、地方団体、民間の事業者等における取組に反映できるよう、積極的なアウトリーチ、情報提供等に努めておるところでございます。

課題等については、これまでの個票の記載とおおむね同様ですが、一番上の○で掲げましたとおり、特に基本計画の見直しに係るPDCAサイクルを実行ある形で回していくためには、これまでも調査研究のところで申し上げておりますとおり、やはり評価手法に応じた効果等の測定のあり方も含めまして、定性的、定量的なエビデンスをきちんと集約、評価する。そして、そのための調査等のあり方をよりいいものにしていくということが、それぞれの基本計画の見直しを実のあるものにするためには、必要であろうということを痛感しておるところでございます。これについてはまさに事務局の運営に係るところでございますが、何とか一歩でもよりよいあり方を模索してまいりたいと考えているところでございます。

内閣府からかいつまんでの説明になり、駆け足で申しわけございませんが以上で説明を終わらせていただきます。

○清水座長　ありがとうございました。

御質問、御意見ございましたらお願い致します。

13項目ございましたが、よろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございました。続きまして内閣官房IT総合戦略室からお願い致します。

○濱島内閣官房内閣参事官　内閣官房IT室です。

私どもは1項目でございます。ポータルサイト等を活用したわかりやすく速やかな情報提供ということで、取組状況と致しましてはポータルサイトを活用しまして、随時必要な情報提供を実施していくというものでございます。

評価につきましては、必要に応じて状況に応じた更新というものは、ある程度やってきたと思っております。ただ、先般から御指摘も頂戴しておりまして、ホームページを開いてからスマートフォンの問題であるとか、いろいろな問題というのはかなり出てきていて、ホームページの構成自体についても考え直す必要があると認識をしておりまして、こういった見直しの必要性でありますとか、情報の量がここ近年、非常に増加してきているところがございますので、こういったところは引き続き情報提供の進め方としてのホームページの見直しでありますとか、充実という形でわかりやすい提供に努めるような検討を並行

的に進めてきているところでございます。
　こういったことを引き続き今後もより幅広い、わかりやすい提供ができるように進めていくことが課題かなと思いますので、もう少しお時間をいただきながら中身を見直させていただきたいと思っております。
　以上です。
○清水座長　ありがとうございました。
　御意見等をお願い致します。
　これはいつからやっておられるポータルサイトでしょうか。
○濱島内閣官房内閣参事官　平成 20 年からです。相当前にやっていて、そのままのデザインになっておりますので、それはちょっと変えないといけないかなと。
○清水座長　そういうことですね。それで改定時期でありますということですね。よろしくお願いします。ありがとうございました。
　それでは、続きまして警察庁からお願いします。
○村瀬少年保護対策室長　警察庁でございます。
　警察庁につきましては、まず１点目でございますが、この基本計画にございます、学校、家庭、地域社会における教育啓発の推進といった観点でございますけれども、先ほど冒頭、御紹介させていただきましたように、お手元ですと警察庁の１ページ目とかごらんいただければと思いますが、この取組結果に対する評価を書いてございますが、先ほど調査結果のレポートを申し上げたとおり、近年スマートフォンの急速な普及といったものを背景に、コミュニティサイトに起因した児童の犯罪被害が増加傾向にある。さらにはインターネット上における違法情報、有害情報が依然として後を絶たないということから、何よりも今後ともインターネット利用に起因する犯罪被害から児童を守っていく。こういった取組、広報啓発等が重要である。かようにも認識しているところでございます。
　こういった観点から、以下、共通するところがあるわけでございますが、学校、家庭、地域社会に関するところに致しましては、こちら１番のところに戻りますが、警察庁から各都道府県警に対しまして、まずもってフィルタリングの普及促進、適切な利用のための啓発活動の取組の強化といったものをまず指示してございます。具体的には各県警におきまして非行防止教室であったり、あるいはサイバーセキュリティに関する講習といったものを活用して、家庭あるいは地域との連携強化を進めているわけでございます。
　さらに具体の普及啓発の手段と致しましては、既に御案内のとおりでございますが、このようなリーフレット等を作成致しまして、お手元７ページのところに移りますけれども、リーフレットの作成配布。さらには携帯電話の事業者様等に対しましては、保護者へのフィルタリング説明の強化といったものの要請を、本年１月に行っているところでございます。
　さらに先ほど申し上げた啓発用のリーフレットにつきましては、より理解浸透を促進するということから、来年度の概算要求に向けまして映像化に係る予算を要求しているとこ

ろでございます。
　最後９ページ以降でございますけれども、サイバー犯罪の取り締まりといった観点からそういったものを推進する。それから、違法有害情報といったものの削除を関係機関と連携しながら進めていく。かような取組をしているところでございます。
　以上でございます。
○清水座長　ありがとうございました。
　御質問等をお願い致します。
　映像とおっしゃられたのは、短い映像を幾つか作られてということですか。
○村瀬少年保護対策室長　具体に申し上げますと、警察庁からストップネット犯罪というリーフレットを出しているわけでございますが、今、１部しか持ってきていなかったのですが、具体例で児童が被害に遭ったケースといったものをこのリーフレットの中で事例としてまとめているところでございますが、こういったものを紙媒体、いわゆるウェブにも掲載しておりますけれども、紙媒体だけでなく、DVD という形で作成していくことができればという形で今これは要求中でございますので、また財政当局とも相談しながら進めてまいりたいと考えてございます。
○清水座長　非常に効果的だなという印象を持ちました。よろしくお願い致します。よろしいでしょうか。ありがとうございました。
　それでは、総務省からお願い致します。
○吉田消費者行政課課長　総務省でございます。
　それでは、総務省のうちポイントで御説明したいと思いますので、総務省の提出している紙のうち７ページをごらんください。総務省では特に施策ということでは青少年のインターネット利用に関するリテラシー向上、それから、フィルタリングの推進と、この２点が特に重要ということで取組を行ってきてございます。
　７ページ、青少年のインターネット利用に関するリテラシー向上という点でございますけれども､平成 25 年９月にスマートフォン安心安全強化戦略というものを研究会で取りまとめてございまして、その中で青少年による安心安全なソーシャルメディア等の利用のための対応方策として、スマート・ユース・イニシアティブという方針を打ち出してございます。
　それを受けまして、先ほども御紹介しました青少年のインターネット・リテラシーの可視化ということで、ILAS に基づくテストの実施等を行った。それから、安心協さんと連携した取組を進めたということ。地域における自律的な周知活動の展開ということで、総務省の各地域の総合通信局を中心として各地域の PTA や自治体等、関係企業の方の御協力などもいただきまして､このリテラシー向上のための普及啓発活動を行ってきてございます。
　特にソーシャルメディアでの交流が今、非常に課題になっているということで、特にソーシャルメディアについてのガイドラインの普及促進を図るということで、このガイドラインのひな形の作成の支援でありますとか周知等を、これも安心協さんと連携しながら進

めているということでございます。

それから、先ほど今までの御紹介にもございましたけれども、春の安心ネット・新学期一斉行動の実施を行って、総務省としても関係団体の取組の要請や、総通局を中心とした活動を行ってまいっております。

それに対する評価と方向性、検討課題等が８ページ目でございますけれども、こういった活動につきましては基本的に、要するに継続的に実施をしていくことが非常に重要なのではないかと考えてございます。

特に春の安心ネット・新学期一斉行動の実施につきましては、本年、初めて行ったということでございますけれども、フィルタリングの重要性などの注意を改めて喚起するといった点で非常に意義が大きかったと考えておりまして、ただ、関係省庁や関係団体の間で初めてでございましたので、さらに連携をとれればいいのではないかと考えております。

そういう意味で今後の方向性、検討課題ということでございますけれども、こういったものを継続的に実施していき、特に春の安心ネット・新学期一斉行動等につきましては、ぜひ内閣府にも主導的な役割を果たしていただきながら、各省庁が連携して取り組んでいけるといいかと思ってございます。

また、今後の検討課題等ということにつきましては、平成26年７月、割と最近になりますけれども、総務省のほうで開催しております ICT サービス安心・安全研究会におきまして、青少年インターネットセッション議長レポートという報告をまとめてございます。これはお手元の参考資料２－１と２－２ということで概要と本文が配付されてございまして、詳しくは省略致しますけれども、特にリテラシーの向上に関して必要な取組ということでは、地域の自主的、持続可能な枠組みの構築に向けたアプローチとして、従来の垂直的啓発モデル、上から要するに周知をしていくということに加えて、保護者同士による水平的な議論を行うような水平的交流モデルが有効ではないかといった点。

また、地域におけるリテラシー向上に向けた効率的、効果的枠組みの具体的なあり方として、これはいろいろな形で現在でも行われておりますけれども、地域で、この中で特に青少年に年齢が近い大学生や、時間に比較的余裕がある高齢者等も活用を考えられるのではないかといった点。

地域の自主的、持続可能な枠組みの実行可能性確保に向けた支援のあり方として、地域の求めに応じ、正しい情報が迅速に得られるようなプラットフォームが必要ではないかということで、ここに行けば必要な情報が得られるというような取組が重要ではないかということで提言されておりまして、こういった方向についてさらに具体的にどんなことができるのかといった取組や検討を進めていくことが必要ではないかと考えてございます。

めくりまして、続きまして９ページでございますが、フィルタリングの推進等についてということでございます。この点につきましても先ほど申しましたスマートフォン安心安全戦略の中で、携帯電話インターネット接続役務提供事業者、第三者機関、アプリケーション提供事業者、コンテンツ配信事業者、保護者、青少年においてどういったようなこと

が役割として求められるかということを整理して、そこについての方針を打ち出してございます。そうした中で特にスマートフォンにおけるフィルタリング提供の徹底ということで、スマートフォン利用の場合における無線LANからのインターネットアクセスの場合、それから、アプリを利用した場合についての有効なフィルタリング提供ということにつきまして、携帯電話事業者からの提供の徹底を図ってきてございます。

先ほども申しました春の安心ネット・新学期一斉行動の実施、それから、これもありました青少年インターネットセッション議長レポートの取りまとめということをやってきてございます。

取組結果に関する評価ということでございますけれども、まず要するにフィルタリングの取組ということにつきましては、かなり各関係者の立場に応じた取組を進めていただいておるかと思いますが、アプリケーション提供事業者、コンテンツ配信事業者におけるフィルタリングに関する仕組みの対応といったところで、さらに進展を進めていく必要があるのではないかということも考えてございます。

一方、スマートフォン利用の場合における無線LAN接続の場合、それから、アプリ利用の場合のフィルタリング提供につきましては、主要携帯電話事業者の３社につきましては、平成26年３月に全ての対応が完了したという状況になってきてございます。春の安心一斉行動につきましては、一層の連携が必要ということで考えてございます。

今後の方向性、検討課題等ということでございますが、これも先ほどの青少年インターネットセッション議長レポートの中で今後のフィルタリングの推進に対し、必要な取組ということでまとめておりまして、まず携帯電話事業者における取組の強化としては、フィルタリング推進の枠組みにおいてより積極的な役割を果たすといったこと。あと、フィルタリングの解除をする場合の仕組みについて、早急な対応を行ってほしいといったことを提言されております。

多様なサービスや事業所において求められる取組として、無線LANにおける対応をフィルタリング対応等をより積極的に進めるということで、特にMVNO事業者によるスマートフォンサービスのような場合におけるフィルタリングの提供の技術的運用面を含めた提供方法を早期に確立することということでございまして、この点につきましては今、関係事業者のMVNO委員会というところで対応方策も既に検討を始めてございますけれども、こういったことの取組を進めていくことが重要かと思ってございます。

利用者側から見てネット上で提供されているサービスやアプリについて、利用者にわかりやすい評価システムを構築していくことも考えられるのではないかということが提言されてございまして、こうした方向についての一層の取組や検討を進めることが必要ではないかと考えてございます。

ポイントは以上でございます。

○清水座長　ありがとうございました。

御質問等をお願い致します。

最初のほうで御説明になったILASは毎年やって、非常にわかりやすくていいなと思っているのですが、何年までにどのレベルまでに達成しようとか、そういう目標はお持ちでおられるのでしょうか。
○吉田消費者行政課課長　そういう意味では、まず現状を把握するというのが前提になりますので、それに応じて目標をどういうふうに作っていくかとか、その辺は逆に言うとこれからの課題かと考えてございます。
○清水座長　もう何年かやられたので、今後いつまでにという目標を持って、そのためにどういう取組をという考え方もこれから必要かなという印象を持ちました。
○吉田消費者行政課課長　ありがとうございます。
○清水座長　ほかよろしいでしょうか。
それでは、法務省からお願い致します。
○福原参事官　法務省ですけれども、法務省は資料を３枚配付しておりますので、これに基づいてお話をさせていただきます。
法務省の施策は３つございまして、いずれも、その他青少年が安全安心にインターネットを利用できるようにするための施策に関する重要事項に関するものでございます。
そのうち１つ目、資料の１枚目ですが、サイバー犯罪の取締りの推進ということでございます。これはいわゆるコンピュータウイルスの作成罪あるいは本年成立しましたいわゆる児童ポルノ禁止法といった関係法令を駆使して、警察当局において厳正に対処していくことに尽きると思われます。
１枚おめくりいただきまして、残りの２つの点については、青少年への名誉毀損・プライバシー侵害等への対策の推進というものでございます。
まず１点目は、これもまた、以前にこの会で御説明をさせていただきましたけれども、専用電話「子どもの人権110番」による相談の受付、「子どもの人権ＳＯＳミニレター」というものの配布といったものによる相談の受付、それから、各種人権啓発活動の中で、こういったものの啓発活動を行っているというものです。
２点については、名誉毀損、プライバシー侵害が起こった場合の対処ですけれども、皆様からのお話や相談を受けまして削除依頼の方法についての助言と、それが困難な場合には法務省の人権擁護機関がプロバイダに直接削除を要請するといった形によって対処しております。いずれの施策も、法務省が行っているのは犯罪になった場合あるいは名誉毀損、プライバシー侵害が生じた場合という事後的な対応になっております。こういった対応はもちろん継続的に今後も続けていきたいと考えております。
以上です。
○清水座長　ありがとうございました。
御質問等をお願い致します。よろしいでしょうか。ありがとうございました。
では、文部科学省からお願い致します。
○泉課長　文部科学省でございます。文部科学省の資料、29ページございますが、項目と

しては違っていても、同じ事業の御説明になっているものが多うございますので、かいつまんだ御説明とさせていただきます。

１ページ、情報モラル教育等の推進でございます。当然のことながら学習指導要領におきまして、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切に活用できるようにするための学習活動を充実する、あるいは情報モラルを身に付けることが学習指導要領に記載されておりまして、これは当然、着実に実施をされているものと認識をしております。しかし、全ての小中学校におきまして、その各学校段階あるいは児童生徒発達段階に応じました、必要とされる情報技術の適切な活用指導、情報モラル教育を引き続き実施する必要があると認識しているところでございます。

２ページ、情報モラル等の指導力の向上でございます。施策の取組状況に記載しておりますように、教員等に対する情報モラルに関する専門的な研修を実施あるいは手引書等の作成・配布などさせていただいております。

一番下の参考データにありますとおり、24 年度から 25 年度を比較しまして情報モラルなどを指導する能力、若干自己評価でございますが、改善の傾向がございますけれども、引き続き指導力の向上のための努力を続ける必要があると認識をさせていただいております。

４ページ、学校における啓発活動の推進の関係でございます。携帯電話やスマートフォンの利用に際し、インターネットを通じた SNS やアプリ等が持つ危険性を紹介するリーフレット「ちょっと待って、ケータイ」と題しますリーフレットの作成・配布ですとか、あるいは多くの青少年が初めてスマートフォン等を手にする春の卒業・進学・新入学の時期に特に重点を置き、保護者等に対するスマートフォンや SNS 等の安全・安心な利用に向けた啓発活動を集中的に実施するため、本年２月に「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として関係府省庁が連携して全国の教育委員会、学校、PTA 等各方面に協力を依頼させていただいております。これにつきましての評価でございますが、リーフレットなどは好評いただいていると認識させていただいておりまして、ダウンロード数も伸びているという現状にございます。

６ページ、ｅ－ネット安心講座でございますが、これは既に御説明がありましたので説明を省略させていただきます。

12 ページ、社会における教育啓発の推進でございますが、地域・民間団体・事業者による教育・啓発活動への支援でございます。ネット安全安心全国推進フォーラムあるいはネットモラルキャラバン隊などの開催により社会における教育・啓発の推進ということをさせていただきました。

取組結果に対する評価のところをごらんいただきますとおり、アンケート調査結果ではわかりやすかった、あるいはとても参考になったというポジティブな評価をいただいておりますが、いずれにしても引き続きこうした取組を進めていく必要があるものと認識をしております。

以上でございます。
○清水座長　ありがとうございました。
御質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。
それでは、最後に経済産業省からお願いします。
○佐野情報経済課長　経済産業省でございます。
私どもページとしては12ページでございますけれども、事業としては重複する部分がございますので、かいつまんで御説明をさせていただきたいと思います。
私どもの取組としましては、大きく２つございまして、リテラシー向上に関する普及啓発と、フィルタリングの推進の大きく２点でございます。
１点目の普及啓発活動でございますけれども、代表的なものとして１ページ目をごらんいただきながら説明を聞いていただければと思いますが、私ども青少年や保護者など対象としましたフィルタリング普及啓発セミナーというものを、平成21年から継続的に実施をしてきております。昨年度では15回、1,772人の参加を得たところでございます。このアンケートの結果におきましては、セミナー内容を理解したとする内容が９割前後となっておりますので、その効果を上げているものと認識しております。
さらに各地域のインストラクターなどの指導者向けのセミナーも別途実施をしておりまして、最新のインターネット接続機器に関する理解促進を支援しております。また、情報セキュリティに関する基礎知識を学習するためのインターネット安全教室というものを、これは全国のNPOの御協力をいただいて実施しているところでございます。
大きく２つ目のフィルタリングの推進ということでございますが、７ページ、８ページあたりをごらんいただければと思いますけれども、私どもインターネット接続機器メーカーに対しまして、パッケージや取扱説明書を用いた普及啓発をお願いしてきたところでございますが、特にことし２月には、ゲーム機メーカー３社によりますペアレンタルコントロールの普及啓発チラシの配布を全国の販売店、約5,800店舗ということになりますけれども、そこで約150万部という規模で実施をしていただいたところでございます。
以上の政策につきまして、アンケート結果ですとか実施規模から評価致しますと、おおむね第２次基本計画の要請について満たせているのではないかと考えています。
今後の方向性としましては、インターネットの利用環境の変化を踏まえながら、引き続きこうした普及啓発活動を実施してまいりたいと考えておりますし、インターネット接続器メーカーさんなどの民間によります自主的な取組を、引き続き支援していきたいと考えております。
簡単ですが、以上でございます。
○清水座長　ありがとうございました。
御質問等ございましたらお願いします。
関係府省におかれましては概要、要点を整理して御説明いただき、ありがとうございました。それぞれの府省の施策について進捗状況を御報告いただいたわけですけれども、全

体を踏まえまして御意見等をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
先ほど高橋委員は、きょうは発言するぞとか言っていましたけれども。
○高橋委員　各省庁から今までの取組の流れ、報告がございました。その中で内閣府さんでは、各省ごとに対応していた施策を統合的にまとめて、中心となって進めていただいた。特に春の一斉行動につきましては、以前も申し上げましたように本当に感謝しているという形があります。
また、警察庁におきましてはいろいろな事件が多発してきて、子供たちが被害に遭う件数がやっと落ち着きかかったと思ったら、またふえてきたという中で、いかにして子供たちを守るかというところでいろいろな指導をしていただいている。そういった面にも本当に対策、取り締まりといつたものが強化されていることに関しては感謝しております。
また、文部科学省におきましては、学校においてネットリテラシー及び ICT に関しての指導、助言が非常に進んでおりまして、以前、学校の先生がなかなかネットに関心がないというか、理解を示さないとどうにかなりませんかという話でさせていただいたときに、できたら試験の中にそういったネット関係の試験項目も入れていただけると、新しく教員になる人がそれで興味も持っていただけるのではないかという提案もしたのですが、そういったことも全部踏まえまして、今はある程度中間職の先生方も ICT の勉強会をやりながら、それをまた人前で発表しながら成果発表をやっている。それを聞いている先生方も自分たちは余りなれていないけれども、あの先生がやっているのだったら自分たちでもできるのではないかということで、本当に学校現場が ICT に関して動き始めたということに関して、非常にこれは学校現場で動いているということが非常に大きな成果があるなと感じております。
ただ、それと保護者がなかなかついていかないといいますか、ちょうど年齢的にも今の保護者、特に小学校、中学校あたりは好き勝手にネットを使い始めた年代が親になっているところもありますので、ある程度危険性に関しては当然そんなことは当たり前の話だ、一々言われることはないということで、家の中でコントロールできていない家庭も多々ある中で、ペアレントコントロール初め、家庭でいろいろな話し合いをやっていきましょうといった地道な指導をしていただいたということで、５年前、６年前に比べると随分進んできたのではないかという感じがしています。
最後、経産省さんからお話がありましたように、実はゲームメーカーも非常に心配をしておりまして、私たちが心配したのはゲーム機によるインターネット関係の対応をどうするのか。それと量販店で発売しているスマートフォン含めた機械に対して、どういった指導をしていくかということで検討をお願いしたいという中で、ゲーム機メーカーがある程度方向性を出していきまして、販売の段階でフィルタリングをかけて販売していこうというお話も聞きました。これは本当にすごい前向きな姿勢がとれたなという話を聞きました。
以前、私どもがフィルタリングを始めたときに、携帯さんのほうに普通の携帯電話、スマートフォンも含めまして販売する段階からフィルタリングをセットして販売できないか

というお話もしたのですけれども、これは大変なんだということで全く相手にしていただけなかったという現状がある中、ゲーム機のほうがいち早く対応していただけることに関しては非常に感謝しております。

また、総務省におきましてはいろいろな意味で幅広く向こうの６年、７年、この問題が始まったときからいろいろ対応していただきました。ただ、当時はやはりある程度、国が把握していろいろなフィルタリング等も国が関与した上でのフィルタリング審査機構をつくろうというところを、まず民間に１回委ねていただきたいということを私自身もそうなのですけれども、やりました。その当時は何らかの規制を受けることがどういう形になるかわからないということで、皆さんとにかく民間に１回任せてくださいということで、私も民間の力を信用してぜひお願いしたいということで今のこの法律ができたのですが、ところが、５年、６年たってみると民間の自分たちの意識レベルというものが随分変わってきたのではないか。フィルタリングに関することが本当に今のままでいいのか。フィルタリングって必要なのか必要でないのという原点のところまで今、来ているような状況が感じます。

当然それを使わない保護者が悪いんだと言えばそうなのですけれども、とにかくいつも言うように、子供たちが被害に遭わないために、真ん中に子供を置いてどういった政策をやっていけば子供たちが安全に守っていけるかというのが、この法律の一番主たる目的なので、そこを民間の力がどうのこうのと、なかったら民間の力もとってしまえばいいのです。

この法律が一番初めにできたときに、附帯決議の中で国がそういったものに関して干渉できない、関与しないという附帯決議をつけてしまったのですけれども、今後いろいろな見直しがあるのであれば、民間の企業でやっていけなければ、やはり何らか国が関与することも今後必要なケースも出てくるのかなと。そういった改善案も含めて今後の促進法も前向きに取り組んでいかないと、ただ企業の力だけを信用するというよりも、そういった時代は過ぎてしまったのではないか。

フィルタリングのやり方自体がもしまずければ、こういったふうにやっていけばいい。そういったお互いの知恵を出し合ってやっていくのが日本の企業の力であって、底力だと思うのですけれども、どうもその辺が今のところは明解に見えていない。一番大きな落とし穴になっているのが、フィルタリングが必要か必要でないかという原点の問題になってきているような気がします。

たまたま今回、総務大臣に高市さんがなったので非常にびっくりしたのですけれども、当時から多分、かかわっているのは高市さんと私ぐらいしかいないかなという気がするのですが、やり合った結果、いろいろな人たちの意見も聞いて今の法律もついたけれども、やはり原点に戻るのであれば、もう一度そういったところも知恵を借りるなり、お話を聞くなり、どうすれば子供たちにとって日本にとっていい形になるかということも考慮していくということも、これも１つの方法かなという気もしてなりません。ただ、ぜひ聞いて

くださいとは言いませんけれども、それに見合う判断力がみんなで知恵を出してやっていければいいですけれども、今のような状況であると、この１年、２年はなし崩しになっておりますので、何回会議を開いてもいろいろなところでやっても、フィルタリングというもの自体、必要だ、必要だと言うけれども、実際に効率的に使っていない、使われていない、逃げ道をつくっているというところに大きな落とし穴があるのではないかと思っております。

もう一つ、最後に自主的に実はうちの会社は何かやっているんですというお話もよくあります。あの当時は民間でつくった第三者機関というものをつくって、そこで評価して、１つの評価基準をつくろうという発想だったのです。例えばいろいろな JIS 認定工場とか国交省なんかつくっているのですけれども、それもあのレベルのことはうちの会社でもやっています。だから私は JIS 認定工場と同等品ですと言ったって、それは誰も認めてくれないですね。だったらちゃんと JIS 認定を取ってから始めて、それが認められるのだって同じところでやっていますから、それが手続とか審査を受けなくても私のところは同等ですと言うのは、思い上がりも甚だしい話で、どこかで１つの基準をつくっていくのであれば、お互いきちんとルールを守って、１つのルールを立ち上げていかないと、これはここから先がなかなか前に進んでいかないのではないかという気がしてなりません。

この１年間、いろいろな話をしながら各省庁のお話を聞いて、報告を聞いて随分よくなってきた。圧倒的に、飛躍的によくなってきたということは認めます。ただ、その中に１つだけフィルタリングという大きな落とし穴があるということだけは、決して私たちは忘れてはいけないのではないかという感じがしております。

以上です。

○清水座長　高橋委員、ありがとうございました。

ほかにございましたら。どうぞお願いします。

○植山委員　学校現場にスクールカウンセラーとして勤務している者として、これまでの議論を伺っていて、今、高橋委員からお話のあったフィルタリングの問題もございますが、やはり自律的、主体的に子供たち自身と保護者が自己管理ができる力をつけていくことの重要性が、もう一方とても大きいということを痛感しております。

今、文部科学省から新しいロゴマークがつくられて、啓発活動を一層充実しようというお話があったので、この点で少し私の意見を申し上げたいのですが、実は先ほど高橋委員からもお話がありましたように、現在、子供たちの親になっている世代は既に自己流の使い方をしていると同時に、ゲーム依存とかネット依存になっている保護者もかなりの割合でいる。

そう致しますと例えば不登校生徒で非常に改善が困難な事例、家族性の不登校、兄弟てが不登校といった事例を見ておりますと、ゲーム依存があるため睡眠リズムが崩れてしまっていて、学校登校が全くできない。それを親がコントロールできないという状況が起きているのです。そうならない以前に子供たちが自己管理をできる能力をつけるための啓発

活動が必要だということと、単に親の責任としてルールをつくりましょうというレベルではなくて、そうすることが自分や自分の子供にとって非常にメリットがあるということを積極的に情報提供していく必要があるかなと思っております。

脳科学等の研究成果が随分出ておりますので、つまり依存が起こるための報酬系に異常が出る以前に、いかに生活習慣をつけるかとか、そういったような情報。そして、それが低年齢のうちにできていると、学力も含めてその子たちの将来に非常にメリットがあり、リテラシーもきちんと身につく。先ほどの ILAS のデータを拝見致しますと、まさに相関があるような結果が出ているわけですから、そのためのポジティブな情報も提供しながら、なおかつ、既にネット依存、ゲーム依存になっている保護者サポートも検討いただけたらいいのかなと思いましたので、よろしくその辺、御検討いただきたいと思います。

○清水座長　植山委員、ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。奥山委員、どうぞ。

○奥山委員　省庁さんの取組がより幅広く、かつ、中身が深くなるということで御説明を拝聴しましたが、予算が各省庁さんで計上されて、概算要求という数字を計上されておられますが、文科省さんの例えば 22/29 なんかを見ますと、情報モラル教育推進事業で 6,000 万円（新規）という項目があります。その下に青少年を取り巻く有害環境対策の推進で 4,400 万円（前年度 3,800 万円）ということで、非常にこういうことをやりたいんだということにお金の裏づけといいますが、これが全部認められますとお金の裏づけがつくということで非常に期待もできるということなのですが、その他の省庁さんの場合にこの予算が新規なのか、ふえているのか減っているのかということはわかりにくいので、次回以降、このような資料をいただく場合には、ぜひその辺のところも記載をいただければと思います。

○清水座長　ありがとうございました。今後そのようにさせていただければと思います。フォーマットできっちりしておけばいいかなと思います。

ほかにございましたらお願いします。尾花委員、どうぞ。

○尾花委員　尾花でございます。

先ほど高橋委員からいろいろ御提案というかお話がございましたが、幾つか例を挙げながら、抜本的な改革が必要ではないかと思うところをお話させていただきたいと思います。

かいつまんでお話するつもりですが、余り長くなり過ぎたら座長、ぜひとめてください。

実はきのう、きょう起きたことで例えば FC2 の問題などもありました。日本向けのコンテンツを提供している会社が、実は運営事業の母体は日本にあるにもかかわらず、拠点を海外に置いておいて、そこに行ってみたら実はその住所はもぬけの殻だったみたいな、今回はきちんと動き始めていろいろ多分、この後、動きが出てくると思うのですが、要するに海外拠点あるいは海外企業の場合、それから、海外拠点の日本企業とかの場合、逆ですね。日本企業が海外に拠点を置いている場合。それから、日本に拠点を置いている日本の企業。事業者にしてみてもネットでつながるのでどこに会社があろうが、どこの国向けの

ビジネスでもできるというのは、当然この法律が決まったときから見えていたことではあるのですが、ここ１～２年本当に動きが大きくなって、海外という言い方をするのは日本だけで、どうも海の外という全然違う場所のような感覚で私たち日本人はいるのですが、実はネット上では全部つながっているんだということが、事業者だけではなくてアプリの件でもすごく見受けられます。

海外でつくられたアプリが、英語のまま海外の販売元から提供されているアプリももちろん日本人は買うことができます。でも､海外でつくられたものを日本にライセンスして、日本の事業者が日本語訳をして提供している場合もあり、あるいは日本の企業が日本向けに提供しているもの。それをまた海外に持っていっているケースもありますけれども、要するに拠点がどこにあろうが、どこの会社であろうができるのですが、例えばアプリに関しては､テレビ CM でもすごく人気の実際にユーザーさんも物すごく多いアプリが､実は利用客が四十何ページも全部英文のままというアプリもあるのです。要するに節操がないというか、売れるアプリを持ってきて、目に留まるところだけ日本語化すればいいのではないか。有名タレントさん使ってみんなが見ている時間帯に CM を打ちさえすれば､こんなにユーザーは集まるよねという事例のようなアプリも幾つもあります。同意事項や利用規約みたいに、ユーザーが読まなければいけないところを英語のままというのは、一体どういう料簡なんだろうというふうに結構腹立たしく感じるケースも見受けられます。

そういった意味からすると、先月半ばから末にかけて例えば病院の中の使い方とか、飛行機の中の使い方とか、十何年ぶりあるいは数年ぶりに全部改革をしたという中身をアレンジし直しているというケースもありますけれども、実は海外と日本の境がなくなってしまったがために、このままやっておくとインターネットの世界だけは日本は「法治国家」であるにもかかわらず、放りっぱなしの「放置国家」になってしまうのではないかというような状況に既に入っているような気がするのです。

もちろんユーザーも企業もどちらも自己管理をできる体制というものが一番望ましくて、青少年インターネット環境整備法をつくった当初はとにかく自主努力でやってみようよというふうに性善説に立って行ってきましたが、海外の事業者が入ってきたり、小さなところが海外でつくった、要するにノウハウもないままつくったものを持ってきてビジネスしてもうければいいのではないかみたいなところが、日本だけではなくて例えばアジア圏内で身近なところで起きてきたりすることによって、自主努力というものがもう多分限界に来ているのではないか。逆に自主努力をしてしっかり運営してくれている事業者さんについては、正しい評価システムも必要なのではないかと思います。

そもそもフィルタリングは必要なの必要ではないのというところに来ていますよねというふうに先ほど高橋委員からもありましたけれども、こんなに呪文のように唱えるだけで実際使われていないようなものであれば、やめてしまえばいいのではないですかというぐらいの現状だということを、多分ここにいらっしゃる皆様は多少なりとも認識していらっしゃると思うのです。それをまだ呪文のように唱え続けるのか。

であれば、先ほどお話にもありましたように、例えばもうそろそろ発売になるゲーム機が当初からフィルタリングが設定されている。ネットに接続するしないは保護者の管理コントロール下ですけれども、接続したときにゲーム機として使ってほしいのだから、ネットは要らないよねと思った。ネットでゲーム対戦はしてもいろいろなサイトを見に行けなくていいよねというのが、保護者の多分一番の願いだと思うのです。ゲーム機はゲーム機であってほしい。学習用タブレットは学習用タブレットであってほしいというのが保護者の願いなのです。保護者だけではなくて多分ユーザーの願いでもあると思うのです。

ですから、フィルタを受けることには何の支障もないはずで、当初からつけておいて、外すのにたった１回 30 円の手数料を払うだけ。この 30 円は青少年のために使われるのであれば、大人にとって多分、コーヒー１杯飲むよりも安い値段で、子供のために何らかの新しい仕組みができるのであれば、これはどこもかしこも検討してもいいようなものではないかと思えるような、やはり企業の努力でやってくださっているところもある。でも、企業の努力しかないので、評価をしてあそこはいい企業だとか、あそこの企業は取り組んでくれているからということで点数が高くなるような仕組みも必要ですし、そもそも法律自体をもとに戻って､原点に戻って､その場しのぎの足元を見てつくった法律ではなくて、３年後、５年後、多分、後藤新平さんが 100 年後の東京を創造して関東大震災の後つくり直しましたよみたいなことをやろうと思っても、100 年後なんか絶対に想像できませんので、せめて要するに賢者は歴史に学ぶと言いますね。愚者は経験に学ぶ。経験値だけでやっていたら、多分この法律は後追い法律になってしまうと思うのです。

なので今、大きく見直して、そもそも根本からつくり直してみる勇気も１つは必要ではないかと思いますし、そんな私が簡単に言うようなことではないと思いますので、せめて新しいこれからの時代に通用するようなガイドラインを新たにつくって、それを公開するというような形。例えば日本でビジネスをするような事業者は、日本に拠点を１カ所でいいから置いておいて、日本の法律下で日本でコントロールする話ができる対象を日本に必ずいなければならないとか、そういったいろいろな意味のガイドラインというものを新たにつくって、そろそろ出すべきではないか。本当は法律改正が一番いいのですが、それは難しいと思いますので、そういうようなことができるような、簡易にいつまでたってもこの場でこうなったらいいよね、ああなったらいいよねというふうに話をして理想論だけやっていても、多分、時代はどんどん進んでしまいますし、その子たちが大人になったときに日本の未来を担うのはそのネット時代を育ってきた子供たちなので、ぜひ今のうちに３年、５年、せめて見据えてつくって、つくり直して、あるいは新しいガイドラインをつくって提供して、放りっぱなしの「放置国家」から本来の「法治国家」に戻していきたい。その日本のモデルをワールドワイドに通用するような形で、世界中に提供していけるのが一番理想かなと思います。

済みません、いっぱいお時間をいただきましてありがとうございました。

○清水座長　ありがとうございました。非常にわかりやすかったと思います。

ほかにございましたらお願いします。
○曽我委員　皆さんがたくさんいろいろなお話をされたので、付け加える必要性がないと思うのですが、これまでの検討会における主な意見というところの第１ページに、民間主導での関係者の取組をより実効あるものとするための環境整備を検討するというふうになっているのですが、今までの会議でも必ず申し上げているのが、全ての企業が平等にこの法律の中でそれぞれの青少年対策をしてきちんとやるなら、この法律が生きていると思うのです。ところが、実効性がない状況になるぐらいにある企業は自主判断でやりますといってやっているということを主張しているだけ。認定も受けない。今度は逆に申し上げれば、先ほどの尾花さんの話のいろんな方たちがサイドビジネスのようにしてこれでビジネスしようとしているので、ここにかかわらないでやって、青少年から利益をというふうな状況も非常にあらわれてきている中で、昔のように民間が全員協力して何とかやっているよと表現しようという意識が相当落ちている。
だったらば、どうすれば実効性を伴うのか。法律を変えないと実効性を伴えないのであれば、法律を変えなければいけない。本当にフリーにするならフリー、ちゃんとコントロールするならコントロールする。少しその辺のことをきちんと論議しないと、ただ申し上げているだけでそれぞれのアイデアがきちんと埋まってこないような気がします。
総務省さんがいろいろな検討会を開かれて、議長レポートなどを出されますが、やはりその辺をどうするのかということを決めて再度検討いただくのと、決めないで検討いただくのとでは、今をどう改善するかという案しか出てこないような気がするので、根本的にどうするのかというのは大いに議論していただき、方向性を定めてもらえればありがたいと思います。
○清水座長　どうもありがとうございました。
ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。どうぞ。
○尾花委員　１つ普通に単純な質問なのですが、この間、某所でお話をしていたときに「ん？」と思って気になることがあって、というかわからないことがあったので、御存じの方がいたら教えてほしいのですが、児童ポルノ禁止法の中で単純所持禁止というふうになった。持っていることに対しても気を付けてほしいという指導も私も現場でも行っていますが、クラウド上に持っているものに関しての法律は一体どうなっているのか。聞かれても私は答えられないのです。要するに携帯やスマホの中に入っているわけではない。自分のクラウドに入っている場合は所持していることになるのかならないのか。必要なときに使えるという状態は、所持に値するのか値しないのか。それともそこは法律は言及していないので、今どちらとも言えない状態なのか。それを御存じの方がいたら教えていただけると嬉しいなと思います。
○清水座長　どうぞお願いします。
○福原参事官　まさに今回、議員立法で改正されまして、少しお尋ねは機微にわたる部分ですので、私が記憶ベースでお話をするよりは戻って確認した上で次回、お答えしたほう

がいいと思いますので。
○尾花委員　ありがとうございます。助かります。
○清水座長　ありがとうございました。
著作権法ではサーバーに置いただけでは誰も見ていないですから、アクセスしたらとれる状態にしたというのは著作権上では違法なのです。ですから、何かそういう関連があるかもしれません。
○尾花委員　自分がとれるだけという場合は､著作権にも引っかからないではないですか。
○清水座長　いや、そうではなくて、置いておいて自分が取れる状態というのは自分のものということで、著作権法では置いておいて他人に利用させることを可能にした場合となります。そこで法律違反と解釈するのですね。それと同様の考え方があるかもしれない。ぜひよろしくお願いします。
ほかよろしいでしょうか。どうもありがとうございました。最後の自由討議のお時間でいろいろ貴重な御意見をいただきまして、まことにありがとうございました。また、関係府省におかれましては、非常にいろいろな前向きな取組を御説明いただきまして、ありがとうございました。
その他は今後の予定でございます。事務局から御説明をお願いします。
○山岸参事官　次回以降の会合につきましては､委員各位に日程の調整をいただきまして、第26回の会合は12月16日の火曜日の10時から行いたいと思います。
これまでの関係機関、団体からの御発表や検討会における御議論等を踏まえまして、基本計画の見直しに向けた基本的な考え方につきまして御議論をいただく予定となりますので、よろしくお願い致します。
また､昨年同様に高校生ICT Conference2014の代表者の方々による提言の発表も予定しております。子供たちの主体的な御意見というものがどういう形で1年たってまた変わってくるのか、非常に関心の高いところでございます。今回、これまでの検討会における主な意見をまとめておりますが、御欠席をされる場合も含めまして、書面等の形で結構でございますので､積極的な御意見の提示やアイデアの提供等をいただきたいと考えています。また、これまでにまとめたものについて、御意見等が変わっている場合には所要の修正等をして、中身を深化させてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。
以上でございます。
○清水座長　ありがとうございました。
以上で本日の議題は終了でございます｡これをもちまして第25回の検討会を終了させていただきたいと思います。
本日もどうもありがとうございました。